



## 第106回通常組合会開催 規約改正、平成23年度予算等議決

平成23年4月から出産育児一時金の支給額の42万円を恒久化  
国保組合の組織運営における法令遵守(コンプライアンス)体制を整備  
**議長・副議長・役員を選任**

2月26日(土)に第106回通常組合会が北海道医師会館において開催され、組合規約の一部改正、平成22年度第1次・2次補正予算、平成23年度事業方針および歳入歳出予算等について原案どおり可決された。

今回の組合会において、任期満了に伴う組合会議長・副議長および役員を選挙が行われた。

なお、規約および規約取扱規則の一部改正、事業方針・予算等の詳細については本誌4月1日付け：第1111号附録で公示(道医国保公示第369号)しているのでご参照願いたい。

以下、第106回通常組合会の概要についてお知らせする。

組合会は午後3時30分開会され、議員定数63名中、資格確認時43名(最終出席者数47名)、他に表決委任状提出者12名の出席があり組合会は成立した。

最初に、赤倉昌巳理事長から挨拶があった。

### 赤倉理事長挨拶

『第106回通常組合会を開催するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、また寒さ厳しい中、そして悪路のところを全道各地からご出席を頂きましてありがとうございます。

皆様方には、日頃より組合運営についてのご理解、ご協力をいただきまして、お陰様で、大過無く経過いたしております。

改めまして、お礼を申し上げます。

さて、昨年来、マスコミの報道等で全国建設工事業国保組合における無資格加入の問題に端を發しまして、「国保組合は一部負担金を免除している」あるいは、「積立金を多く保有している」など、すべての国保組合に対して不信感をあおりまして、また昨年5月には、厚生労働省内での行政事業レビューによりまして、所得の高い国保組合、特に医師国保組合が狙い打ちされたことをご承知のとおりでございます。

そして、国庫補助金の必要性についての問題提起がなされました。

また、11月の行政刷新会議における「事業仕分け第3弾」では、厚生労働省は5年をめぐりとして国庫補助を廃止する案を提示し、さらに評価者(いわゆる、仕分け人)からは、この案に基づき予算編成するよう、指示がなされたところです。

この「事業仕分け」の評価につきましては、法的な拘束力はないものの、そもそもこのような評価が出



赤倉昌巳理事長挨拶

たこと自体が、大きな問題でないかと思っています。

全国医師国民健康保険組合連合会(略称、全医連と申しております)が、去る1月28日に臨時代表者会を開催いたしまして、本日お手元にお配りした「決議」を満場一致で採択しております。

この会議には、日本医師会の役員にも参加していただき、採択されたものです。

全医連では、この「決議文」を与野党国会議員に持参あるいは送付し、陳情しております。

当組合としましても、12月中に北海道選出の与野党国会議員25名に要望書を持参、あるいは送付したところです。

この12月には長瀬顧問(北海道医師会会長)にご足労を頂きまして、民主党北海道支部、自民党衆議院北海道選出国会議員に伺いまして陳情いたしております。

国庫補助の廃止については、国民健康保険法の改正が必要であります。今後、法案が提出されても、現在の「ねじれ国会」では、審議されるか否か、全く不明であります。当面は民主党政権の動向を注視して参りたいと思っております。

このような状況下で、この度の平成23年度の予算を策定したわけですが、事業方針案の審議の中におきましても、先生方のご意見を、頂きたいと思っております。

昨年7月の組合会では、平成21年度の決算の承認をいただきましたが、平成22年度におきましても、現在のところ、収支状況につきましては、ほぼ予定どおりに推移いたしてしております。



畑俊一常務理事提案説明

従いまして、保険料の賦課等につきましては、蓄積してきた財産も保有していることから、昨年の保険料等検討委員会でも現状維持との答申を頂いております。

しかし、ここ数年の財政、ならびに国の動向を見極める必要があるかと思えます。

以上の事柄を踏まえ、魅力ある組合とするために、事業方針でご審議いただきますが、平成23年度から、心身のリフレッシュを目的とした北海道日本ハムファイターズ野球観戦の新規保健事業を企画いたしました。

こちら、昨年10月に支部長および組合会議員の皆様にお配りしたものを、再度ご覧いただきますが、全国の医師国保組合の平成21年度決算・平成22年度予算とともに、全国の医師国保組合で行われている保健事業の実施状況が掲載されております。

全国46都府県では、さまざまな工夫を凝らし実施していることが、お分かりいただけます。

当組合といたしましても、第一弾として、この度の企画を検討した次第でございます。

ぜひ、ご承認いただき、ご活用いただけますようお願い申し上げます。

本日の組合会では、予算案件のほか、議長・副議長ならびに役員の改選についての人事案件がございます。

なにとぞ、慎重にご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、開会の挨拶とさせていただきます。』

議長、副議長が選任されるまでの間は仮議長が務めることとなり、仮議長には岩間昇議員（北部松山）が就任した。この後、岩間仮議長が議事録署名議員を次のとおり指名した。

道北ブロック 留 萌：川上 康博 議員

道東ブロック 十 勝：柏木 道彦 議員

#### 議案第1号 組合会議長及び副議長の選挙について

畑俊一常務理事が提案理由を説明し、選考に入つ



千秋亨副理事長提案説明

た。

選考は各ブロックから1名ずつの選考委員に仮議長を加えた選考委員会によって行われた。

選考委員会の結果について、今真人選考委員長（札幌市）から各1名を候補者として選考した旨の報告があった。

岩間仮議長が採否を諮ったところ、全員異議なく次の両名が当選者として決定した。

**組合会議長 札幌市 山本 秀樹 議員(新任)**

**同 副議長 函館市 佐藤 信清 議員(新任)**

議長、副議長就任挨拶後、山本秀樹議長が議長席に着いた。

報告事項に入り、業務報告は畑常務理事から、監査報告は津田哲哉監事から、それぞれ報告があり、報告どおり承認された。

ここで、議長は山本議長から佐藤信清副議長に交代し、議案審議に入った。

#### 議案第2号 理事会専決事項につき承認を求めることについて

1. 北海道医師国民健康保険組合職員給与規程(別表)の一部改正について
2. 平成22年度歳入歳出予算の第1次補正について

畑常務理事が上記の項目について提案理由を説明し、審議の結果、理事会専決原案どおり承認可決した。

##### 1. 組合職員給与規程(別表)の一部改正

※北海道人事委員会の勧告における行政職給料表改正に基づく、当組合職員給与規程別表第1の甲(給料表)の改正である。

(改正施行の期日：平成22年12月1日)

##### 2. 平成22年度予算第1次補正

※平成22年8月31日をもって、本組合の役員(理事長)を辞任された1名の役員退職給与金を平成23年1月中に支給するための平成22年度当初予算の第1次補正である。



山本秀樹 組合会議長



佐藤信清 組合会副議長

- ◎平成22年度当初予算総額 2,010,664千円
- ◎ " 第1次補正額(増額) 5,999千円
- ◎平成22年度第1次補正後予算総額 2,016,663千円

**議案第3号 北海道医師国民健康保険組合規約及び規約取扱規則の一部改正について**

畑常務理事が提案理由を説明し審議に入り、規約改正にかかわるこの議案は、組合会議員定数の3分の2以上(42名)の賛成を得て原案どおり承認可決した。

※組合規約の一部改正に係る「出産育児一時金」と「国民健康保険組合の組織運営における法令遵守(コンプライアンス)体制の整備」に係る2項目の改正の理由と内容は、次のとおりである。  
(改正施行の期日:平成23年4月1日)

**1. 「出産育児一時金」**

平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給額について、健康保険法施行令の一部改正において平成23年4月から恒久化することとしたことに伴い、当組合においては、規約第17条で「42万円」に引き上げすることの組合の規約(第17条)および規約取扱規則(第12条)の改正である。

**2. 「国民健康保険組合の組織運営における法令遵守(コンプライアンス)体制の整備」**

国民健康保険組合の組織運営における法令遵守(コンプライアンス)体制の整備のために、国民健康保険組合規約例が改正されたことを踏まえ、国民健康保険組合の組織運営については、国民健康保険法に定められているが、国民健康保険組合の無資格加入等の問題も発生し、法令遵守が改めて求められ、国民健康保険組合規約例の一部改正がなされたことによる組合の規約(第37条・47条の2)を改正である。

**議案第4号 平成22年度歳入歳出予算の第2次補正について**

畑常務理事が平成22年度第2次補正予算の提案理

由を説明し、審議の結果、原案どおり承認可決した。  
※平成22年度予算第2次補正  
平成22年度第2次補正予算の主な理由と内容は、次のとおりである。

**〔歳入の部〕**

1. 国庫支出金(国庫負担金)の平成21年度事務費負担金の交付額精算の結果、追加交付見込み額が決定したため、過年度分を増額計上。
2. 北海道医師会へ出向した職員2名の本組合在籍期間分に係る「職員退職給与金」の支出額を、職員退職給与積立金から繰り入れるため、職員退職給与積立金繰入金を増額補正。
3. 歳入科目の補正増額合計と歳出科目の補正増額合計を差し引き、歳入予算額の調整による歳入財源の不足額に対応する、別途積立金繰入金の当初予算額を増額補正。
4. 法定積立金(特別積立金)必要額超過額分取り崩し繰り入れ確定により、特別積立金繰入金を増額補正。
5. 北海道医師会へ出向した職員1名の北海道医師会在籍期間分に係る「職員退職給与金」の繰り入れ収入額により、諸収入の雑入を増額補正。

**〔歳出の部〕**

1. 北海道医師会へ出向した職員2名の本組合在籍期間分に係る「職員退職給与金」を支出するため、職員手当を増額補正。
2. 保険給付費における療養給付費の減少見込みにより、療養給付費を減額補正。
3. 平成22年度の「後期高齢者支援金額等」(概算分)が決定し、支援金不足額(支援金納付金額)が生じたため、後期高齢者支援金等を増額補正。
4. 北海道医師会へ出向した職員1名の北海道医師会在籍期間分に係る「職員退職給与金」の収入額を職員退職給与積立金へ繰り入れるため、職員退職給与積立金を増額補正。
5. 過年度分過納保険料の返戻増加により、諸支出金の保険料還付金を増額補正。



千秋亨副理事長の退任挨拶



新役員の就任挨拶

6. 平成19年度国庫補助金「老人保健医療費拠出金補助金」精算の超過交付額返還金(繰り延べ分)と平成20年度国庫補助金「前期高齢者交付金」、平成21年「療養給付費補助金(定率分)」ならびに「国保組合特定健康診査・保健指導補助金」の精算超過交付額返還金が確定したため、諸支出金の償還金を増額補正。

- ◎平成22年度第1次補正後予算総額 2,016,663千円
- ◎ " 第2次補正額(増額) 53,351千円
- ◎平成22年度第2次補正後予算総額 2,070,014千円

#### 議案第5号 平成23年度事業方針について

#### 議案第6号 平成23年度歳入歳出予算について

千秋亨副理事長が第5号の『事業方針の主文』を朗読提案され、続いて畑常務理事が両議案の提案理由を説明し、審議の結果、第5号および第6号議案は原案どおり承認可決した。

※平成23年度の事業方針の策定にあたっての事業方針の概要は次のとおりの内容である。

平成21年に民主党・社民党・国民新党の三党による新政権が誕生したが、平成22年に入り、社民党の政権離脱や民主党の参議院選挙の大敗により「ねじれ国会」が続いている。その状況下で、平成25年度からの新しい高齢者医療制度の取りまとめが行われ、75歳以上の国民は、国民健康保険または協会けんぽ等に移行することを決定したが、国会での法案成立の可否は、不透明な状況にある。

また、厚生労働省内での「事業仕分け」および行政刷新会議での「事業仕分け」において、全国47都道府県の医師国保組合と他の3国保組合に対し、平成24年度から5年間で、定率国庫補助を0%とする削減がなされようとしているが、国民健康保険法の改正が必要であり、国会での動向が注目される。

全国建設工事業国保組合の無資格加入問題に端を発し、組合員の所得水準が高く積立金を多く保有している医師国保組合へ飛び火して、組

合存亡にもつながる問題へとすり替えられた状況にある。

「医師国保組合は、補助金が無くても市町村国保並みの保険料を徴収すれば、組合運営ができる」との誤った財務省の考えについては、到底納得できるものではない。

全国医師国民健康保険組合連合会や日本医師会とともに、組合員各位の総力をもって立ち向かわなければならない。

このような状況下、平成23年度予算においては、国庫補助金削減を迫る厚生労働省試案や新しい高齢者医療制度の改正により、組合財政への負担が重くのしかかることを念頭に置きながら、策定をしていく必要がある。

平成22年度の予算執行状況では、年度当初には療養給付費が当初予算額を大幅に超過して推移していたが、後期に入り落ち着いた状況となり、予算範囲内での積立金取り崩しにより、不足額を補填することができるものと思われる。

平成23年度の予算編成においては、保険料等検討委員会の答申を尊重し、保険料・給付割合等に関しては、現状維持に据え置くこととした。

また、新規事業として厳しい現状を踏まえつつ、組合員や被保険者への保健事業の充実を図るため、保健体育奨励事業として心身のリフレッシュを目的としたプロ野球観戦事業を開始する。

地道に蓄積してきた組合財産により、ここ数年は予測される国庫補助金の削減や、新しい高齢者医療制度における負担増、療養給付費等の不足には対応できる状況にあると思われるが、国庫補助金が削減されれば、保険料の見直しも必要となろう。

今後の国会審議や国の動向には十分注意を払い、当組合における事業運営については、あくまでも健全財政を図りつつ、組合員・被保険者へのさらなる福祉の充実を図れるよう、計画策定を行っていく。

※平成20年4月1日から国の後期高齢者医療制度が施行され、これに伴い各保険者には、この保険料の徴収が義務づけられている。本組合の被保険者全員は後期高齢者支援金等賦課額として、平成23年度は1人月額2,690円(予定)を納付することになる。

また、介護保険法に基づく、40歳以上65歳未満の被保険者(介護保険第2号被保険者)の保険料としての介護保険負担額は、平成23年度は

1人月額3,110円を納付することになる。  
(保険料等の詳細は、別掲の「お知らせ」を参照)

※平成23年度予算規模

- ・平成23年度予算総額(A) 2,056,398千円
- ・平成22年度第2次補正後予算総額(B) 2,070,014千円
- ・比較増減(A-B) ▲13,616千円 (0.7%減)

平成23年度 歳入・歳出予算の概要

歳入科目	予算額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)	歳出科目	予算額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)
1. 国民健康保険料	1,224,714	▲2.4	59.6	1. 会議費	30,301	▲20.2	1.5
2. 使用料及び手数料	1	0.0	0.0	2. 総務費	140,261	▲10.6	6.8
3. 国庫支出金	467,865	▲0.2	22.8	3. 保険給付費	1,135,298	3.7	55.2
4. 前期高齢者交付金	1	0.0	0.0	4. 老人保健拠出金	591	▲55.6	0.0
5. 道支出金	1	0.0	0.0	5. 介護納付金	177,327	6.3	8.6
6. 連合会支出金	1	0.0	0.0	6. 共同事業拠出金	45,399	▲4.9	2.2
7. 共同事業交付金	40,834	▲4.9	2.0	7. 後期高齢者支援金等	314,916	4.4	15.3
8. 財産収入	2,573	▲40.5	0.1	8. 前期高齢者納付金等	21,249	3,728.6	1.0
9. 繰入金	270,004	10.8	13.1	9. 保健事業費	108,800	▲9.0	5.3
10. 繰越金	50,000	0.0	2.4	10. 積立金	19,030	53.8	0.9
11. 諸収入	404	▲93.1	0.0	11. 諸支出金	21,954	▲75.9	1.1
				12. 予備費	41,272	2.9	2.0
歳入合計	2,056,398	▲0.7	100.0	歳出合計	2,056,398	▲0.7	100.0

※前年度比は、平成22年度第2次補正後予算額との比較。▲はマイナス。

議案第7号 理事及び監事の選挙について

畑常務理事が提案理由を説明し、選考委員会による候補者の選考に入った。選考は各ブロックから1名ずつの選考委員に組合会議長、副議長を加えた選考委員会によって行われることとなった。

選考委員会の結果について、今選考委員長から理事9名、監事2名を候補者として選考した旨の報告があり、佐藤議長が採否を諮ったところ、全員異議なく次の11名が当選者と決定した。

《理事9名》

- 赤倉 昌巳 (再任：札幌市)
- 畑 俊一 (再任：札幌市)
- 増田 一雄 (再任：旭川市)
- 上埜 光紀 (再任：札幌市)
- 中村 興治 (再任：岩見沢市)
- 城 守 (再任：小樽市)
- 長瀬 清 (新任：札幌市)
- 堀江 洋三 (新任：札幌市)
- 松家 治道 (新任：札幌市)

《監事2名》

- 津田 哲哉 (再任：小樽市)
- 上西 仁 (再任：石狩)

このたびの役員改選による退任者は次のとおり。  
千秋亨副理事長(札幌市)、河西紀夫理事(札幌市)  
役員選挙後、退任することとなった千秋副理事長(河西紀夫理事は挨拶時には、私用のため早退)から退任の挨拶がなされ、引き続き、当選役員を代表して赤倉昌巳理事から就任の挨拶があった。

なお、赤倉理事からの挨拶の中で、今回退任されることになった、千秋副理事長と河西理事のお二人に、長年の役員就任のお礼が述べられた。また、「千秋先生には会計担当理事としても長年ご尽力を頂き、今後も当組合の会計業務関係のアドバイスをお願いしたい」と述べられた。

以上で予定された議案がすべて終了し、赤倉理事長から閉会の挨拶があり、第106回通常組合会は午後5時38分閉会した。

**道医師国保組合公告****平成23年4月1日  
道医国保公示第367号**

北海道医師国民健康保険組合  
 理事長 赤倉 昌巳  
 選挙管理者  
 組合会議長 山本 秀樹  
 組合会副議長 佐藤 信清

平成23年2月26日(土)開催の第106回通常組合会において、北海道医師国民健康保険組合選挙規程第6条の規定による役員選挙を行い、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間を任期とする役員が、次のとおり当選者と決定したのでこれを公示する。

**組 合 役 員**

理 事	赤倉 昌巳 (再任)	畑 俊一 (再任)	増田 一雄 (再任)	上埜 光紀 (再任)
	中村 興治 (再任)	城 守 (再任)	長瀬 清 (新任)	堀江 洋三 (新任)
	松家 治道 (新任)			
監 事	津田 哲哉 (再任)	上西 仁 (再任)		

**道医師国保組合公告****平成23年4月1日  
道医国保公示第368号**

北海道医師国民健康保険組合  
 理事長 赤倉 昌巳  
 選挙管理者  
 組合会議長 山本 秀樹  
 組合会副議長 佐藤 信清

平成23年2月26日(土)開催の第106回通常組合会において、北海道医師国民健康保険組合選挙規程第6条の規定による役員選挙を行い、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間を任期とする役員が選出されております。また、理事長、副理事長(各1名)、常務理事(2名)の役員は新役員によって互選されることになっており、3月24日(木)に『新役員による協議会』を開催し、本年4月1日からの理事長、副理事長、常務理事を互選したので、次のとおり公示する。

なお、長年にわたり本組合の会計担当理事としてご尽力を頂き、平成23年3月31日をもって役員を退任されました千秋亨(前副理事長)先生には、今後も本組合の会計業務関係のアドバイスをいただくことで、組合の参与として任命することも決定された。

**北海道医師国民健康保険組合新役員・参与名簿**

【任期：平成23年4月1日～平成25年3月31日】

(定数 理事9名・監事2名)

役 職	氏 名	生年月日	摘要	役 職	氏 名	生年月日	摘要
理 事 長	赤倉 昌巳	(S10. 8. 20)	(再任)	副理事長	長瀬 清	(S13. 8. 9)	(新任)
常務理事	畑 俊一	(S19. 3. 12)	(再任)	常務理事	堀江 洋三	(S19. 1. 21)	(新任)
	(コンプライアンス担当理事)				(会計担当理事)		
理 事	増田 一雄	(S10. 7. 30)	(再任)	理 事	上埜 光紀	(S15. 2. 1)	(再任)
理 事	中村 興治	(S15. 8. 18)	(再任)	理 事	城 守	(S13. 7. 17)	(再任)
理 事	松家 治道	(S22. 5. 11)	(新任)				
監 事	津田 哲哉	(S22. 9. 25)	(再任)	監 事	上西 仁	(S15. 10. 19)	(再任)
参 与	千 秋 亨	(S 8. 1. 27)	(新任)				

## 平成23年度保険料の賦課額について

北海道医師国民健康保険組合

既にご承知のとおり、平成20年4月1日から「高齢者の医療の確保に関する法律」によるところの「後期高齢者医療制度」が施行されています。

これに基づき、「後期高齢者支援金等」が当組合の被保険者全員に賦課されることになり、国民健康保険料として後期高齢者支援金等分の保険料を納付しなければなりません。その額(料率等の算出方法)は組合の規約によって定められております。

当組合では平成20年2月23日に開催された第100回通常組合会において規約の改正が行なわれ、保険料について下記のとおり議決され、北海道知事の認可を得て平成20年4月1日から施行されております。

これに伴う平成23年度保険料賦課額は次のとおりです。

### 平成23年度保険料賦課額算出等の概要

(金額単位；円)

保険料の賦課額区分	第1種・第2種組合員 〔第2種＝医療機関医師会会員〕 〔75歳未満の組合員〕	第3種組合員 〔後期高齢者〕 〔75歳以上の組合員〕	組合員以外 〔家族・准組合員(従業員)〕 〔75歳未満の被保険者〕
(1)平等割賦課額 〔第1種・2種・3種組合員: 1人につき〕	予定(年額) 16,920 (月額) 1,410 *49,200円－(4)後期高齢者支援金等賦課額32,280円＝(年額)16,920円	予定(年額) 16,920 (月額) 1,410	—
(2)所得割賦課額 〔第1種・2種組合員:1人につき〕	前年中の総所得金額× (料率)14/1,000 *第2種組合員加算額 (年額) 60,000 *所得割賦課限度額 (年額) 520,000	—	—
(3)均等割賦課額 〔家族・准組合員(従業員): 1人につき〕	—	—	予定(年額) 27,720 (月額) 2,310 *60,000円－(4)後期高齢者支援金等賦課額32,280円＝(年額)27,720円
(4)後期高齢者支援金等賦課額 〔被保険者全員:1人につき〕 (高齢者医療制度の支援金等関係)	予定(年額) 32,280 (月額) 2,690 *後期高齢者支援金等の合計額(毎年度の官報公示額)に100分の69を乗じて得た額	—	予定(年額) 32,280 (月額) 2,690 *後期高齢者支援金等の合計額(毎年度の官報公示額)に100分の69を乗じて得た額
(5)介護納付金賦課額 〔40歳以上65歳未満の被保険者:1人につき〕	(年額) 37,320 (月額) 3,110 *介護納付金の額(毎年度の官報公示額)に100分の69を乗じて得た額	—	(年額) 37,320 (月額) 3,110 *介護納付金の額(毎年度の官報公示額)に100分の69を乗じて得た額

(備考)

\*第3種組合員(75歳以上の後期高齢者)の保険料は、平等割賦課額のみとし、所得割賦課額および後期高齢者支援金等賦課額については、第3種組合員に該当することとなった日の属する月から賦課しないこととなります。







# 社団法人日本医業経営コンサルタント協会 北海道支部公開講演会のご案内

社団法人日本医業経営コンサルタント協会は、平成2年11月1日、厚生大臣（現厚労大臣）より社団法人として設立許可を受け発足し、現在会員数約2700人で、北海道支部は約75名を擁する組織となっています。昨年11月6日には、本協会が開催している日本医業経営コンサルタント学会の地方会に当る地区研究会を札幌で開催したところ、多くの会員の皆様にもご出席を賜りありがとうございました。今年は下記の要領にて講演会を開催いたします。時節柄ご多忙とは存じますがご出席を賜りますようご案内申し上げます。

なお、本協会は、厳しい医業経営コンサルタントの試験を受け合格した者を「認定登録 医業経営コンサルタント」として皆様のお役に立つよう活動させていただいております。最近では病医院の中堅幹部の職員に対し、独自のコースも開設しておりますのでご利用いただければ幸いです。ご案内の講演会は、本協会の会員の研修のためのものですが、公開講演会といたしましたので多くの先生方、関係者のご出席をお待ちしております。

社団法人日本医業経営コンサルタント協会  
北海道支部 支部長 永山正人

## テーマ

### 「平成24年の保険・介護同時改定を見据えて、病・医院経営を考える」

- 日 時：平成23年5月7日(土) PM3:00～6:30（受付PM2:30より）  
7:00より懇親会を予定しております
- 場 所：株モロオ ANNEX1 5階会議室 札幌市中央区北3条西15丁目
- スケジュール：講演1：PM3:00～5:00「現場事例に学ぶ実践的病院経営～これからの戦略と課題～」  
講師 株日本経営 代表取締役社長 藤澤功明様（認定登録 医業経営コンサルタント）  
千葉県の亀田総合病院をはじめとして、日本全国の病・医院においてコンサルタントとして活躍しています  
講演2：PM5:00～6:30「北海道の地域医療再生」  
講師 北海道病院協会 理事長 徳田禎久様  
社会医療法人禎心会のリーダーでもあり、医療施設、介護施設等々を営み、北海道病院の中心的な存在として活躍しています
- 会 費：(社団)日本医業経営コンサルタント協会会員：講演1、2の講演で4時間の認定(1講座6,000円)  
北海道医師会会員：1講座3,000円 申込み締切：23年4月26日(火)まで
- 会費振込み先：《振込み口座》北洋銀行 伏古支店 《口座番号》(普通預金) 3479823  
《口座名》社団法人 日本医業経営コンサルタント協会 北海道支部 永山正人  
4月26日(火)までにお振込みをお願いいたします。なお、振込手数料は各自負担でお願いいたします。



社団法人日本医業経営コンサルタント協会 北海道支部

〒007-0867 札幌市東区伏古7条4丁目1-6 永山ファミリー歯科内

《申し込み先》TEL 011-783-5515 FAX 011-783-5516



社団法人日本医業経営コンサルタント協会

〒103-0004 東京都中央区東日本橋1-1-7 野村不動産東日本橋ビル3F

TEL 03-5822-6996 FAX 03-5822-6991

医業経営公開講演会に参加します (□にレをつけて下さい)		講演1	<input type="checkbox"/>
		講演2	<input type="checkbox"/>
お名前		TEL	
勤務先			
振込み者名			

切らずに23年4月26日(火)までにFAXしてください。

**FAX 011-783-5516**